

第28回 敷島公園まつり「しきしまるシェ」出店者募集要項

1. 目的

- ・ 県内産業の振興と推進

上記目的に基づき、出店者は、群馬県内で生産された商品、生産物等の物品販売を行うことで、敷島公園まつりの来場者に対し、県内産業のPR活動を行うことを前提とします。

2. 出店について

出店は公募となります。

出店希望者は、本募集要項、関係資料の内容を理解、承知した上での申し込みをお願いします。

なお、出店の決定は、第28回 敷島公園まつり実行委員会事務局（敷島パークマネジメントJV）にて、決定します。

3. 実施概要

- (1) 日 程：2017年4月29日（土祝）※雨天決行
- (2) 販売時間：10:00～16:00 ※昨年開催時とは開始時間が異なります
- (3) 募集店舗数：15店舗程度
- (4) 主催：第28回 敷島公園まつり実行委員会 事務局（敷島パークマネジメントJV）
- (5) 来場者数：2万人（見込み。昨年度実績値より）
- (6) チラシ枚数：3.5万部（市内小学校、幼稚園、保育所等の児童、園児全員配布ほか）※予定

4. 応募要件

次の要件をすべて満たす法人または個人、及び団体に限り参加することができる。

- (1) 法人にあつては群馬県内に本店、支店又は販売店を有し、個人にあつては群馬県内で事業を営んでいること。団体にあつては公共団体等に限るものとする。
- (2) 販売品には、群馬県産食材を使用したメニューをメインメニューとすること。
- (3) 15時30分まで販売可能な商品を用意できること。
(飲食にあつては昨年度実績により300食以上を目安：昨年実績として販売終了時刻で各店約300食を販売)
- (4) 販売に必要な備品を持参し準備できること。
※テント持参者は、安全確保のためテント脚1本につき20kg以上のテントウエイトを設置できること。
※テント・机・イスはレンタル（有料）可 本募集要項5(2)参照
- (5) 応募要件を満たさない等、以下該当されると主催者にて判断する場合は応募不可とする。

【応募不可となる例】

- ①政治性および宗教性のある企業等。
- ②法令または条例の規定に違反し、または違反する恐れがある企業等。
- ③風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業法と規定される企業等。
また、風俗営業と類似する企業等。
- ④消費者金融業
- ⑤法律に定めのない医療類似行為を行う企業等。
- ⑥各種法令に違反している企業等。
- ⑦敷島公園まつりの円滑な運営に支障を来たす、または来す恐れのある企業等。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。

5. 出店にかかる費用について（表示金額はすべて税込）

(1) 出店には、出店手数料と、総売上の15%を乗じた金額の合計金額が必要となります。

① 出店料 3,000円/1店舗

※1店舗1エリアのみ（1エリア面積10㎡）平面図、サイズを提出すること。

② 手数料 総売上の15%を乗じた金額

（飲食にあたっては昨年度実績により300食以上を目安：昨年15時販売終了で各店、約300食販売）

(2) レンタル備品

以下備品について、有料にて貸出を行います。（ただし数に限りがあるため希望に添えない場合もあります。）

① テント一式：3,000円/張（テントウエイト4個付） ※1出店者1式迄

② テントウエイト：310円/個

注）テントウエイトは1個から貸出します。テント脚1本につき20kg以上の、テントウエイトを設置してください。

③ 長机：300円/脚 ※最大2脚まで貸出可

④ 折椅子：100円/脚 ※最大4脚まで貸出可

(3) レンタル備品の取り扱い

レンタル備品の組立、設置は出店者で行っていただきます。イベント終了後は、別途主催者説明に準じて片付けのご協力をお願いします。

なお、出店者の過失による備品の破損・紛失等は、当該出店者による実費弁償いただく場合がございます。予めご了承ください。

(4) 申請者全員が敷島公園まつり売店であることから、飲食の販売において出たゴミは、飲食販売店にて按分した金額をお支払いいただきます。

(5) 支払い方法

請求書は、まつり終了後に発行します。指定の支払い期限までに必ずお支払いください。

（請求書発行元：敷島パークマネジメントJV、振込先：請求書記載）

6. 公募申込

公募に申込みを希望する者は、提出書類を提出期限までに指定の提出先へ提出すること。

(1) 提出書類（各一部）

NO	書類種類	該当者
1	公募申込書	全ての申請者
2	チラシ掲載用 写真 ※返却いたしません データの場合は1M～2M/ファイル形式 JPEG、PING	全ての申請者
3	完納証明（写し可）	事業を営んでいる出店の場合のみ （地域団体等で、納税ない場合は提出なし）
4	自動車営業許可証 写し または営業許可証 写し	事業を営んでいる出店の場合のみ （地域団体等で、通常営業ない場合は提出なし）
5	催事等出店者一覧表（店舗情報） 【前橋市保健所指定様式】	飲食店出店者のみ
6	提供食品調理作業所（個別票） 【前橋市保健所指定様式】	飲食店出店者のみ
7	仕込みが必要な品目の仕込み行為を行う場所の営業許可書の写し	飲食店出店者のみ
8	食品衛生責任者名札もしくは修了書 （3年以内）の写し	事業を営んでいる飲食店出店者のみ
9	販売責任者（現場責任者）の検便検査済証（取得から1年以内）の写し	事業を営んでいる飲食店出店者のみ ※団体：検査済みの場合は提出

(2) 提出期限

平成29年 3月1日（水）まで

(3) 提出先

平成29年 敷島公園まつり実行委員会 事務局（敷島パークマネジメントJV）

(4) 提出方法

提出期間までに、提出に必要な書類を提出先に郵送、持参のいずれかの方法にて提出すること。（FAX、メール不可とします。）

7. 食品の販売について

(1) 前橋市保健所への、仮設食品営業等の申請は実行委員会である群馬県前橋土木事務所が一括申請を行う。

(2) 食品の販売については、次の前橋市保健所衛生検査課資料（別紙 ※）を守ること。

※「前橋市催事における仮設食品営業等の取り扱い要綱」前橋市HP最終更新日：2014年1月27日(月)

なお、仮設食品営業では、自店舗の営業許可施設で提供されている食品であっても、営業許可の種類や、営業許可施設の仕様等により、販売できない食品があるため、販売品目の詳細については、各出店者が必ず事前に前橋市保健所へ確認をとること。

(3) 酒類の販売は不可とします。飲料の販売は自動販売機の販売額を下回らない価格としてください。

(4) 申請品目以外の物は販売禁止とします。

8. 販売品目の調整について

販売品目の調整については、第1回連絡会議（3/9（木）開催）の際に出店者同士での調整をお願いします。

9. 質問及び回答について

(1) 受付期間

平成29年 2月24日(金)まで

(2) 質問方法

第28回 敷島公園まつり実行委員会宛に、FAX(専用送信表をご利用ください)
またはメールにて受け付けいたします。

(3) 回答方法

FAX・メールにて回答いたします。

10. 公募結果通知

申込み期間までに、ご応募いただいた申請者に対しては、第28回 敷島公園まつり実行委員会内において、応募要件、書類の不備など審査をした後に、決定いたします。

審査の結果、ご出店いただけない方にのみ、以下期間に通知します。

出店者には、別途連絡会議の開催についてご連絡いたしますので、スケジュールを調整の上ご出席ください。

(1) 審査結果通知日

平成29年 3月3日(金)

(2) 連絡会議・分科会の開催

第1回 3月9日(木) 連絡会議後に、飲食販売者分科会として仮説営業のためのセミナー講座を開催します。(講師：前橋市保健所 職員)必ずご出席ください。また、出店者間での販売内容等の調整を行います。

第2回 4月上旬予定 当日搬入出経路の確認、駐車券の発行、チラシの配布

11. 応募・問い合わせ先

応募についての質問、応募書類の提出先についても次のとおりです。

第28回 敷島公園まつり実行委員会 事務局

〒371-0036 前橋市敷島町66番地

群馬県立敷島公園 指定管理者

TEL：027-234-9338

FAX：027-234-9315

県立敷島公園 指定管理者 敷島パークマネジメントJV

企画課 岡田 達郎

E-MAIL：okada-tt@oriental-gunma.com

以上

第28回 敷島公園まつり『しきしまるシェ』出店規約

1. 応募について

- (1) 主催者である第28回 敷島公園まつり実行委員会（以下、実行委員会という）の指導に従うこと。
- (2) 出店は、公募にて行う。出店を希望する者は、第28回敷島公園まつり「しきしまるシェ」出店者募集要項（以下、募集要項という）のとおり申し込みを行うこと。
- (3) 出店の決定後、実行委員会の指導に従わない場合は出店を取り消す場合がある。

2. 出店について

(1) 出店に必要な備品は、各出店者が持参し準備を行うこと。

- (2) 販売員は、必ず実行委員会指定のビブス（実行委員会貸与）の着用を行うこと。
- (3) 過度の呼び込みは控えること。拡声器等の使用も禁止とする。
- (4) 販売時間内の安売りは禁止とする。また、時間外販売も禁止とする。
- (5) 商品名や、商品のメニュー・値段表は、各自で用意し、テント前に必ず分かりやすいように表示すること。テントやレンタル備品にはガムテープで張り付けないこと。（養生テープ等、跡がつかない物は可）
- (6) 安全な通路（動線）を確保すること。
- (7) BGM等、音楽をかけるのは自由とする。ただし、音量に配慮すること。
- (8) 販売に付随するゴミの整理、清掃、資材の設置・撤収等について、一切の責任を出店者がもつこととする。
- (9) 出店にあたり下面が汚れる場合は、ブルーシートを設置する。
- (10) 公園内での食器等の洗浄やゴミの破棄・排水（氷なども含む）、流水は行なわないこと。
- (11) 喫煙は指定の場所以外では行わないこと。テント裏などでの喫煙も禁止とする。

(12) 裸火の使用は、禁止とする。

火気を使用する場合は、防火対策を必ず行わなければならない。

また、消火器など必要な消火器具の準備を火気取扱場所毎に各出店者が必ず行うこと。

- (13) 終了後は、出店場所周辺の清掃を適宜行い、出店者の責任の下、現状復帰を行うこと。
- (14) 事故、怪我が起きないように、充分注意を払うこと。

(15) 緊急事態等（事故、怪我等）あった場合を想定し、初動体制を整えておく。

なお、緊急事態があった場合は、直ちに実行委員会事務局まで連絡すること。

■当日緊急連絡先 県立敷島公園管理事務所 027-234-9338

3. 防火対策（義務）について

- (1) 火気取扱いレイアウト図及びガスボンベ転倒防止策図を実行委員会に提出し、許可を得た場合のみ火器の使用を認める。
- (2) 火器（ガス・炎を用いる物）の使用は、実行委員会の許可を得た車両（キッチンカー）及びテント内でのみとする。
- (3) 使用する火器に、不具合がないか事前に確認をしておくこと。
- (4) 火気取扱場所毎に消火器を適正に配置すること。

- (5) 火器の周囲は常に整理及び清掃に努めること。
- (6) 安全な通路（動線）を確保すること。
- (7) 火器を設置する台には、不燃性のものを使用すること、
- (8) 火器の周囲は可燃物から15cm以上、上方向1m以上の距離を保つこと。
- (9) 火器の三方を不燃性の物（コンクリートブロック、レンジアルミパネル等）で囲うこと。

(10) カセットコンロの使用は禁止とする。

- (11) 揚げ物は必ずフライヤーまたはこれに類する調理器具を使用すること。ただし、危険を伴うため油の継ぎ足し行為は禁止とする。また、雨天時の使用についても禁止とする
- (12) テントを超えての焼き物等は、お客様への危険が伴うため禁止とする。
- (13) 出店にあたり下面が汚れる場合は、ブルーシートを設置する。火器等を用いて調理する場合は、難燃シートの使用を推奨する。

4. 飲食出店者について

- (1) 飲食提供者は、食中毒が懸念されるため、調理者は調理用手袋（帽子）・滅菌スプレー等を用意し、必ず清潔に営業すること。
- (2) 飲食提供者が、テント内での調理・盛りつけ行為については可能。但し、別紙「前橋市仮設営業設備基準」に準じた設備を用意すること。

(3) 飲食出店者は、必ず店舗の前にごみ箱（燃える・燃えないゴミの最低2種類）をわかりやすく設置すること。また、ゴミ袋は透明か半透明とし店名を消えないマジック等で、わかりやすく記入すること。袋の取替えは当該店舗が行うこと。

- (4) 申請者全員が敷島公園まつり売店であることから、飲食の販売において出たゴミは、飲食販売店にて等しく按分した金額をお支払いいただく。

(5) 公園内での食器等の洗浄やゴミの破棄・排水（氷なども含む）、流水は行なわないこと。

5. LPガスの使用について（ボンベ・火気使用器具等）

- (1) LPガスを使用には、別紙：「屋外やイベント会場でLPガスを使用するお客様へ」（消防庁・経済産業省）の内容を遵守すること。

- (2) ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置すること。

(3) ボンベは安定した安全な場所に転倒しないようにベルト式固定器具等（鎖、ロープ、結束バンド等）を使用し設置するとともに、転倒防止策を講じ必要に応じ区画すること。

- (4) ゴムホースは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用すること。
- (5) 1本のボンベから2本以上の機器に分岐してガスを供給しないこと。（それぞれに開閉栓を設けた場合を除く）

6. 電気について

- (1) 会場内で使用できる電源は、実行委員会が用意する。

実行委員会は、申込用紙に記入された1店舗30アンペアまでの送電電力を準備する。

(送電電力とは、電力会社の商用電源またはディーゼル発電機からの送電を言う。)

送電電力の使用を希望する場合は、申込用紙には使用機材と使用電力量(ワット数)を必ず記入すること。申込用紙に記入のない場合は、送電電力の希望がないものとし、実行委員会は準備を行わない。

- (2) 実行委員会の準備する送電電力は、ディーゼル発電機からの送電も含まれ、周波数の安定しない電気も含まれることから、精密機器やマイコン制御の機材など、電気の質の影響を受けやすい製品の使用については、誤作動や故障の原因になることもあることを考え機材の準備を行うこと。
- (3) 出店者個人での携帯発電機(ガソリン型・ディーゼル型・ガス型等)の持ち込みは、安全、防火の観点から持込不可とする。

7. 車両について

公園内の車両の移動については、安全確保のため実行委員スタッフの誘導、指示を遵守すること。なお、各種車両関係証明書の発行、車両搬入出時間、経路の説明については第3回連絡会議・分科会で行う。

- (1) 1出店者1台まで、園内駐車場に駐車できる駐車券の発行を行う。必要な場合は、申込書の欄に記入すること。
- (2) 1出店者2台まで、搬入・搬出のための搬入・搬出専用車両証明の発行を行う。必要な場合は、申込書の欄に記入すること。
なお、搬入・搬出終了後は実行委員スタッフの誘導、指示に従い速やかに退場すること。
園内への駐車は禁止とする。
- (3) 車両での販売を行う出店者については、実行委員会の許可を受けた車両に限る。許可を受けた車両には園内販売許可車両の発行を行う。

以上

申込日 平成 年 月 日

■出店者情報	
フリガナ	
出店名	法人・個人・団体
(フリガナ)() 責任者氏名	E-mail
住所 〒	※PC メール受取可
Tel.	Fax.
当日の販売員数 ※実行委員会指定のビブス(実行委員会貸与)の着用を行ってください。	
名	

各店舗にメインメニューを紹介する看板を掲示いたします。()の中、商品名、店舗名を入れますので申込用紙にご記入ください。

群馬県(前橋)産の(豚肉)をつかった

ピザ

出店者 店名 ● ● ● ●店

※申込※ FAX 027-234-9315 (締切日:3月1日(水))

【お問合せ先】

第28回 敷島公園まつり実行委員会 事務局
 (県立敷島公園 指定管理者 敷島パークマネジメント JV)
 Tel:027-234-9338/Fax:027-234-9315/Mail:okada-tt@oriental-gunma.com
 担当:岡田 達郎

出店者名 _____

7. 【申請品目／価格】※できるだけ詳しく情報をご記入ください。

NO	品目	価格	販売予定数量	群馬県産
1				
2				
3				
4				
5				

※販売数量は14時までは売り切れがないよう調整してください。

(販売可能時間10時～16時。飲食は昨年度実績により300食を目安)

※酒類の販売は不可とします。飲料の販売は自動販売機の販売額を下回らない価格としてください。

※申請品目以外の物は販売禁止とします。

※販売内容の調整については、第1回出店者説明会(3/9(木)開催)の際に出店者間での調整を行ってください。

8. 【看板掲載内容について】次の内容をご記入ください。

(1)メインとなるメニューの紹介(参照:申込書1枚目)

産地	: 群馬県()産
使用材料	:
メニュー名	:

※写真データをご提出ください。(※用途:広報)

(データサイズは 1M~2M / ファイル形式 JPEG、PNG)※返却は行いません

提出期限:3月9日(木) 送付先: mamada-hs@oriental-gunma.com (広報担当:間々田)

9. 当日の駐車券発行のについて

公園内に駐車、搬入、搬出する車両には駐車券が必要となります。

駐車券を発行する車両についてご記入ください。

	車両種類	ナンバー
駐車車両(1台のみ)		
搬入出車両(2台のみ)		
*駐車場の用意はありません		

10. 出店に当たり、第28回 敷島公園まつり「しきしまルシェ」出店者募集要項、

同、出店規約を遵守いたします。

()はい ()いいえ

※申込※ FAX 027-234-9315 (締切日:3月1日(水))

【お問合せ先】

第28回 敷島公園まつり実行委員会 事務局

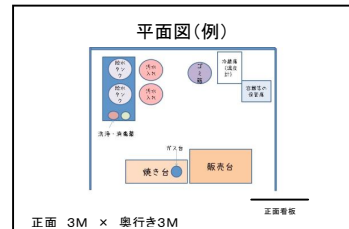
(県立敷島公園 指定管理者 敷島パークマネジメント JV)

Tel:027-234-9338/Fax:027-234-9315/Mail:okada-tt@oriental-gunma.com

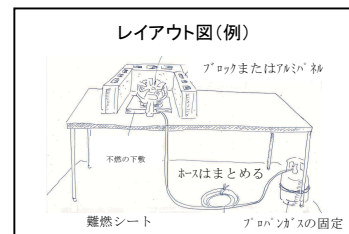
担当:岡田 達郎

出店者名 _____

※出店計画レイアウト平面図を添付してください



※ガス使用店舗は火気取扱いレイアウト図、及びガスボンベ転倒防止策図を添付してください



※申込※ FAX 027-234-9315 (締切日:3月1日(水))

【お問合せ先】

第28回 敷島公園まつり実行委員会 事務局
(県立敷島公園 指定管理者 敷島パークマネジメント JV)
Tel:027-234-9338/Fax:027-234-9315/Mail:okada-tt@oriental-gunma.com
担当:岡田 達郎

衛生検査課食品衛生係
 FAX:027-223-8835
 E-mail:eisei-kensa@city.maebashi.gunma.jp

※ この一覧表は、催事等の開設届に添付してください。

催事等名称: _____

開催期間: _____

催事等出店者一覧表(店舗情報)

担当者所属氏名: _____

連絡先(電話): _____

番号	屋号 (出店の名称)	出店内容(食品取扱内容及び出店者情報)							食品営業事業者情報(※2)				
		① 食品名 (※1)	② 加熱・盛付 行為の有無	③ 出店日	④ 要冷蔵(冷凍) 食品の使用の 有無	⑤ 出店者氏名 (代表者)	⑥ 出店者連絡先 (電話番号)	⑦ 営業許可 の有無	⑧ 営業許可 の種類	⑨ 許可番号	⑩ 営業所名称(匿名)	⑪ 営業所所在地	⑫ 食品衛生 責任者名 (資格者氏名)
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

※1 飲料(缶、ビン、ペットボトル等)をそのまま提供する場合は、生鮮野菜をそのまま提供する場合は記載不要です。
 ※2 食品製造者が自ら出店する場合には記載してください。(項目⑦が「有」の場合に記載する。)(催事等では、弁当・そごう類の讀け売り販売はできません。)

提供食品調理作業書（個別票）

出店一覧表*での番号 _____

※出店一覧表に本個別票を添付する場合に記載

◎ 重複する箇所は出店一覧表に記載してください。（別紙のとおり）などと記載してください。）

出店団体名：		責任者氏名：
		連絡先（電話）：
取扱品目名：		
※原則として、調理食品は1出店者1品目までとすること。		
原材料等の仕入先	① ② ③	
仕込み場所 (名称及び所在地)	※許可施設にあつては、許可番号、名称、所在地及び営業の種類を記載すること。	
現場での調理方法 (簡易調理に限る)	① ② ③ ※現場での作業工程は3工程以内に留めること（①混ぜる、②焼く、③盛付け）。	

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現場での調理は簡易なものに限ります。 ・生食に供する食品（刺身、すし等）の調理提供はできません。 ・現場では仕込み行為（肉、野菜、果物等を切るなど）はできません。 ・仕込み行為は、家庭の台所等ではなく、営業許可施設又は、調理室等、衛生的な施設で行ってください。 ・中心部まで75℃1分以上加熱してください（原則として提供直前に十分に加熱）。 ・直接食品に触れないように衛生手袋等を着用してください。 ・原則として、当日仕込み、当日調理としてください。 ・要冷蔵品、要冷凍品は適切な温度で管理してください。
------	--

前橋市催事等における仮設食品営業等の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、催事等において不特定多数の者を対象として簡易な施設を設けて食品を提供する行為に対し、食品衛生上の観点から必要な事項について定め、当該行為における公衆衛生を確保することを目的とする。

(催事等の範囲)

第2条 この要綱において「催事等」とは、季節的又は一時的に公共的目的をもって開催され、不特定多数の者が自由に参加できる催し物で次の範囲とする。

- (1) 神社・仏閣の縁日・祭礼など伝統的行事
- (2) 花見など慣例的に食品の提供が行われてきた行事
- (3) 市民祭、産業祭、花火大会など国や地方公共団体が主催・共催・後援する行事
- (4) 盆踊り、納涼祭など町内会や商店街等が主催・共催する行事
- (5) その他これらに類する催事で保健所長が認めるもの

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 仮設食品営業 催事等において簡易な施設を設けて、食品を提供する行為を行う臨時営業及び露店営業をいう。
- (2) 臨時営業 組み立て式等簡易な施設を設けて、催事等の期間に限り営業し、催事等終了後は、その施設を撤去する形態のものをいう。
- (3) 露店営業 同一の営業者が催事等ごとに場所を移動し、年間を通じて組み立て式等簡易な施設を設け、営業を行うものをいう。
- (4) 模擬店 年1回程度の開催で食品を提供する次の行為を行うものをいう。
 - ア 学園祭などの教育や訓練等を目的とする催事等への出店
 - イ 町内会や企業等の祭りなどで親睦や福利厚生等を目的とする催事等への出店
 - ウ 社会福祉活動等の資金調達等を目的とする反復性の低いバザー等への出店

(営業許可)

第4条 催事等において仮設食品営業を行う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第23号）に基づく営業許可対象として、取り扱うものとする。ただし、地方公共団体が主催又は共催する催事等において、簡易な施設を設けて食品を調理し提供する場合であつて、反復性が低くかつ開設期間が3日以内である出店で、地方公共団体（関係各課等）自らが催事等の開設届出書を届け出る場合は、許可不要として取り扱うものとする。

(営業の種類)

第5条 仮設食品営業の種類は、次のものとする。ただし、露店営業については、第1号

から第3号までに限り認めることとし、第4号から第6号までについては、地域産業振興の目的で、地方公共団体等が主催又は後援する産業祭に限り認めるものとする。

- (1) 飲食店営業
- (2) 喫茶店営業
- (3) 菓子製造業
- (4) 乳類販売業
- (5) 食肉販売業（包装冷蔵食肉に限る。）
- (6) 魚介類販売業（包装冷蔵魚介類に限る。）

（食品の取扱い）

第6条 催事等における取扱食品は、次の要件を満たすとともに、別表の範囲及び保健所長が衛生上支障のないものと認める品目とする。

- (1) すし、さしみ等生食する食品で衛生上の危害発生のおそれの高いものは取り扱わないこと。
- (2) 原材料の細切等の仕込み行為はその場で行わないこと。
- (3) 仕込みの必要な原材料を使用する場合は、清潔な調理、加工施設等で仕込みを行い、必要に応じて使用（調理）直前まで冷蔵保管すること。
- (4) かき氷には飲用適の水を製氷したものを使用し、削氷を行う際は、手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用い、盛り付けは衛生的な器具を用いること。
- (5) 食肉又は魚介類の販売にあつては、これらの分割、細切等の加工行為、包装品の開封又は再包装等内容を露出する行為は行わないこと。
- (6) 生めんゆで行為等その場での製造、加工又は調理に多量の水の使用を必要とするものは取り扱わないこと。
- (7) 食品衛生法に基づき表示基準のあるものについては、基準を遵守して販売すること。

（営業施設等の衛生基準）

第7条 催事等における出店店舗の施設基準は、群馬県食品衛生法施行条例（平成12年群馬県条例第41号）別表第2のうち、「仮設のもの」によるもののほか、食肉販売業（包装冷蔵食肉に限る。）及び魚介類販売業（包装冷蔵魚介類に限る。）にあつては、正確な温度計が見やすい位置に備えてあり、10℃以下に保つことができる冷蔵設備を設け、かつ、直射日光を避ける設備を設けること。

（営業許可等の手続）

第8条 催事等において臨時営業を行おうとする者は、事前に取り扱品目について協議をした上、営業許可申請書（前橋市食品衛生に関する規則様式第4号）に次の書類を添付し保健所長に提出すること。

- (1) 設備の概要
- (2) 取扱品目、原材料等の仕入先及び現場での調理方法

(3) 仕込み場所が必要な品目にあつては、仕込み行為を行う場所の営業許可書の写し

(4) 催事等の概要

2 催事等において露店営業を行おうとする者は、営業許可申請書（前橋市食品衛生に関する規則様式第4号）に取扱品目、原材料等の仕入先及び現場での調理方法の分かる書類を添付し保健所長に提出すること。

3 催事等において模擬店を行おうとする者及び許可を要しない出店を行おうとする地方公共団体は、事前に取扱品目について保健所長と協議をした上、催事等の開設届出書（様式）に必要事項を記載し、次の書類を添付し保健所長に届出をすること。

(1) 設備の概要

(2) 取扱品目、原材料等の仕入先及び現場での調理方法

(3) 仕込み場所が必要な品目にあつては、仕込み行為を行う場所の営業許可書の写し

(4) 催事等の概要

4 許可期間は、食品営業許可の有効期間査定取扱要領による。ただし、申請者が許可申請の際、営業期間を申し出た場合は、その期間とする。

5 営業許可書は、前橋市食品衛生に関する規則（平成21年3月31日前橋市規則第59号）に定める様式を用いること。

（監視指導）

第9条 保健所長は、催事等における仮設食品営業の施設に対し、必要に応じて監視指導を行うとともに、許可不要施設についても、実態の把握に努め、必要に応じて衛生指導を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行期日前に許可を受けたものにあつては、その有効期間満了日までは、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月11日から施行する。

様式 (第8条関係)

催事等の開設届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市保健所長

住 所

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地〕

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者名〕

電 話

前橋市催事等における仮設食品営業等の取扱要綱第8条の規定により次のとおり届出
します。

催事等の名称	
開催場所	
開催期間	
設備の大要	別紙のとおり

(添付書類)

- 1 取扱品目、原材料等の仕入先及び現場での調理方法
- 2 仕込み行為を行う場所の営業許可書の写し
- 3 催事等の概要

別表（第6条関係）

取扱い可能な食品

1. 飲食店営業

分類	品目
煮物類	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁等
焼物類	焼き鳥、焼き貝、いか焼き、焼きまんじゅう等
お好み焼類	たこ焼き、お好み焼、タコス等
ゆで物、蒸物類	じゃがバター、蒸しぎょうぎ、蒸しシュウマイ等
めん類	うどん、そば、焼きそば、ラーメン類等
揚げ物類	串かつ、フライドポテト、フライドチキン等
ドッグ類	ソーセージ類をそのまま、若しくは衣を付けて焼くか油揚げたもの、ホットドッグ等、ハンバーガー類等
酒類	日本酒、ビール、焼酎等
その他	保健所長が衛生上支障がないと認めた品目

2. 喫茶店営業

分類	品目
喫茶類	清涼飲料水、甘酒、コーヒー、紅茶等
軽食類	ところてん、しるこ等
削氷類	かき氷、フラッペ等
アイスクリーム類	アイスクリーム、氷菓等の小分け販売 (ディッシュアップ式の機械を用いる場合は、使用の都度、器具の洗浄をすること。)

3. 菓子製造業

分類	品目
焼菓子類	今川焼き、たい焼き、クレープ等
揚げ菓子類	ドーナッツ、大学芋等
団子菓子類	草団子、焼き団子等
まんじゅう類	蒸しまんじゅう等
もち菓子類	あんこもち、きなこもち等
あめ菓子類	べっこうあめ、果実あめ、カルメ焼等
その他	果実チョコ（果実にチョコレートをからめたもの）等